

「東京都動物愛護管理推進計画」の概要

- 動物愛護管理法の改正 (H17.6)
国の基本指針に基づく都道府県の計画策定が義務化
- 東京都動物愛護管理審議会答申 (H18.12)
「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」

計画の基本的考え方

<計画策定の趣旨>

動物に関わるすべての人々による、人と動物との調和のとれた共生社会実現に向けて、都が取り組む具体的な計画として策定

<性格>

- ・動物愛護管理法第6条及び動物愛護管理条例第2条に基づく計画
- ・東京都動物愛護推進総合基本計画（平成15年度策定）を見直し、再構築したもの
- ・動物愛護管理に関わる様々な主体の共通の行動指針

<期間>

- ・平成19～28年度（5年後を目途に見直し）

<基本方針>

☆人と動物との調和のとれた共生社会の実現

「家族の一員から地域の一員へ」

動物と地域社会が深くかかわり合い、動物愛護管理の推進と地域コミュニティの活性化が相まって発展していく社会の実現

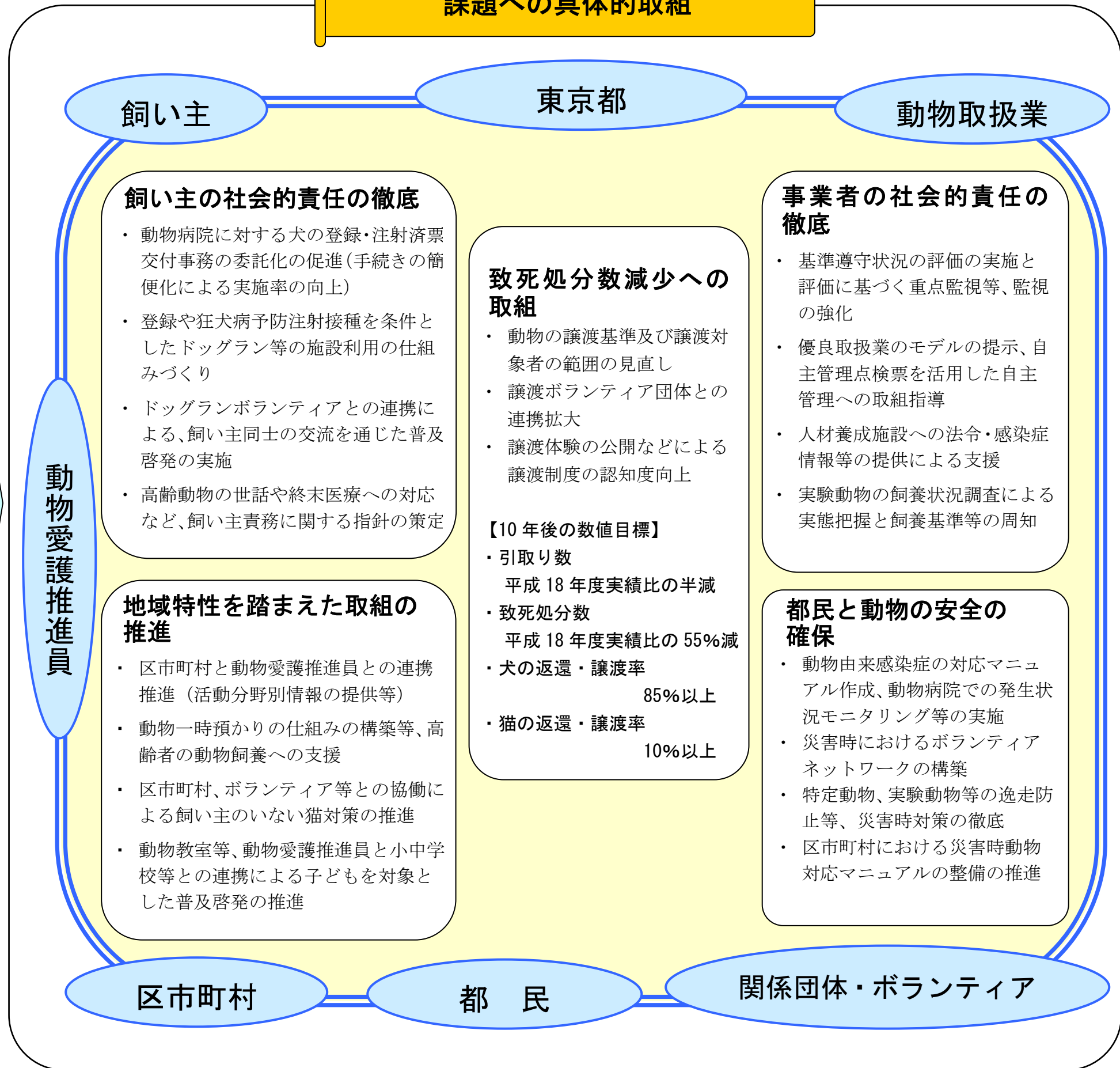
☆連携・協働による施策の推進

動物愛護管理に関わる各主体の連携・協働による取組を推進

☆施策展開の方向

動物愛護管理審議会答申によって提示された5つの主な課題を基本的枠組みとして、従来の計画を見直し、新たな取組を加えて計画化。主な施策には年次計画を設定

課題への具体的取組



人と動物との調和のとれた共生社会の実現